第１号議案　可部・亀山地区乗合タクシーの本格運行について

１．可部・亀山地区乗合タクシーの概要

安佐北区可部・亀山地区は、広島市北部の福王寺山（標高約 500m）の南東側に位置する地域である。地域の南側を東西に国道 191 号が、東側を南北に国道 54 号が走っており、地域の公共交通としては、JR 可部線や可部街道を通り広島バスセンター・広島駅と地域を結ぶ路線バスがある（広島交通㈱、広島電鉄㈱、中国ジェイアールバス㈱が運行）。しかし、集落からＪＲ駅までの距離が遠く、また最寄りのバス停までの生活道路も狭隘かつ急勾配であるため、当該地区の住民が日常生活を送るうえで、公共交通の利用が極めて不便な状況であり、同地区における公共交通の確保が必要不可欠である。

このため、地域が主体となって地域住民・運行事業者・広島市が参画する「福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会」を立ち上げ、住民アンケートなどにより地域の実情にあった運行計画を作成し、平成 29 年 5 月 15 日から実験運行を開始した。

その後も利便性の向上を図るため、福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会で議論を行いながら、地域の意見等を参考に、路線・ダイヤの見直しを行うとともに、平成 30 年 5 月 14 日から本格運行に移行し、引き続き地域が主体となって生活交通の維持確保を図っていく予定である。

■現在までの経緯（概要）

時　　期	内　　容
平成 28 年 4 月	可部地区巡回タクシー検討準備委員会の立ち上げ
平成 29 年 2 月	委員会において実験運行に係る運行計画を決定
平成 29 年 4 月	可部地区巡回タクシー検討準備委員会を福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会に名称変更
平成 29 年 5 月 15 日	実験運行開始（1 年間）
平成 29 年 10 月	住民アンケートの実施
平成 29 年 11 月	ダイヤ改正
平成 30 年 2 月	運行日変更（週５日（平日）から週３日（月・水・金）に変更） 路線の一部変更
平成 30 年 5 月 14 日	本格運行開始予定

２．本格運行の路線及び運賃等の設定

本年５月１４日からの本格運行の運行計画に関する概要は以下のとおりである。

■運行計画（概要）

<table>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="2">福王寺不動坂らくらくタクシー</td></tr>
<tr><td>実施主体</td><td colspan="2">福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会
（船山町内会、緑ヶ丘二区町内会、温泉ヶ丘町内会、ＪＲ可部線利用促進同盟会、有限会社カオル交通、市都市交通部、安佐北区役所地域起こし推進課）</td></tr>
<tr><td>運行事業者</td><td colspan="2">有限会社カオル交通</td></tr>
<tr><td>運行路線・運行日等
(P.4路線図参照)</td><td colspan="2"><table>
<tr><td>路　　線</td><td>系統１
（大循環）</td><td>系統２
（大循環＋小循環）</td></tr>
<tr><td>運　行　日</td><td colspan="2">月・水・金
（祝日、8 月 14 日～8 月 16 日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は運休）</td></tr>
<tr><td>キロ程
所要時間</td><td>（循環）　8.1km・40 分</td><td>（循環）　12.0 km・55 分</td></tr>
<tr><td>停　留　所</td><td colspan="2">26 か所</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>運行便数
(P.5時刻表参照)</td><td colspan="2">①系統１　1 便/日
②系統２　4 便/日</td></tr>
<tr><td>運　　賃</td><td colspan="2">大人：300 円
小学生：100 円、小学生未満無料（ただし保護者同伴に限る。）
【各種割引制度（①、②、③全て併用可）】
①　往復利用の場合、当日に限り復路は大人 200 円、小学生以下無料
②　車内、カオル交通事務所で、3,300 円分の運賃回数券を 3,000 円で販売
③　協賛商業施設で 1,500 円以上の買い物で、当日のみ使用可能な運賃 100 円割引券を発行</td></tr>
<tr><td>使用車両</td><td colspan="2">ジャンボタクシー（乗車定員 10 人）
※乗用事業と併用
※予備車両：ジャンボタクシー（乗車定員 10 人）</td></tr>
</table>

５．移動円滑化基準の適用除外について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両についても、この基準に適合するよう求められている。

しかしながら、運行の態様等により、この基準に適合し難い理由がある場合には、基準の適用除外を受けることができるとされている。乗車定員 24 人未満の旅客自動車運送用事業車は、スロープ板の設置、通路の有効幅の確保などについて地域公共交通会議の合意を得ることを条件に、使用者を特定せずに適用除外の認定を行うことができる。

今回、使用する車両の乗車定員は 24 人未満であるため、本会議に諮るものである。

■ 使用車両と適用除外申請内容

<table>
<tr><td>使用車両</td><td colspan="2">トヨタ　ハイエース
</td></tr>
<tr><td>全長／全幅／全高</td><td colspan="2">5,250㎜／1,690㎜／2,235㎜</td></tr>
<tr><td>定　　員</td><td colspan="2">10 名（運転手含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">適用除外を
申請する内容</td><td>スロープ板</td><td>車いす使用者の乗降を円滑にする設備を備えること</td></tr>
<tr><td>車いすスペース</td><td>車いすスペースを一以上設けること</td></tr>
<tr><td>通路の有効幅</td><td>乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅は 80 ㎝以上とすること</td></tr>
<tr><td>適用除外
申請理由</td><td colspan="2">運行経路に幅員の狭い道路があるなど、大きな車両では通行できないため。
p. 7 別図参照</td></tr>
<tr><td>車いす利用者への
対応</td><td colspan="2">他事業者の介護タクシーや福祉タクシーの利用をお願いする。</td></tr>
</table>

６．実験運行の利用実績等について

■実験運行月別利用者数

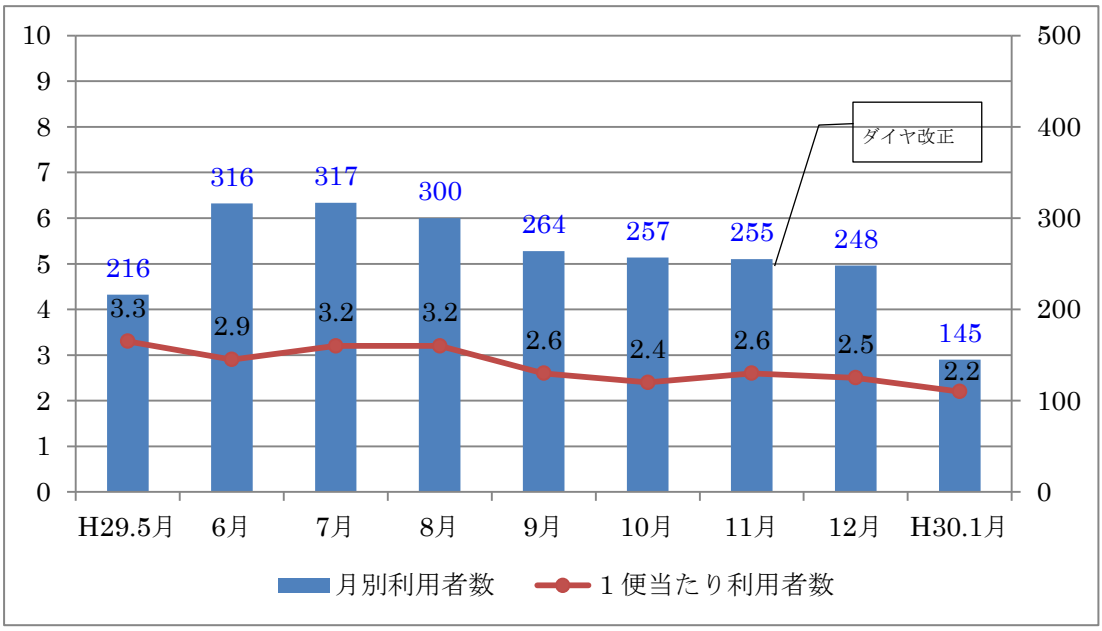

■今後の利用促進策

今後も福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会で議論をしながら、地域の意見等を参考に、路線やダイヤの見直し等を検討するとともに、本格運行にあわせて各種運賃割引制度を導入することにより、利用者増加を図っていく。

７．本格運行までのスケジュール

合意形成	
平成３０年２月９日（金）	福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会
↓	
合意形成	
平成３０年３月１日（木）	広島市地域公共交通会議
↓	
申請	
平成３０年３月上旬	運輸支局への申請・届出（予定）【(有)カオル交通より】
↓	
広報	
平成３０年３～５月	地域住民への周知（時刻表・路線図の配布等）
↓	
運行	
平成３０年５月１４日（月）	本格運行開始（予定）